事 務 連 絡 平成28年6月9日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課 課長補佐(薬事安全企画班担当)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正する件について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課長より、 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について別添のとおり通 知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。

生食基発 0608 第 2 号 平成 28 年 6 月 8 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部基準審査課長 (公印省略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成 28 年厚生 労働省令第 109 号)が本日公布され、その内容等について別添のとおり各都道府 県知事等宛て通知しましたので、関係者への周知方お願いします。



生食発 0608 第 1 号 平成 28 年 6 月 8 日

都 道 府 県 知 事 保健所設置市長 特 別 区 長

> 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 (公 印 省 略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第109号)が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第1 改正の概要

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第11条第 1項の規定に基づき、脱脂濃縮乳の製造において、たんぱく質量の調整 のために、乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳 又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものを使用することを認めたこと。
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、脱脂濃縮乳の製造基準として、新た に、脱脂粉乳と同様に、保持式により 63℃で 30 分間加熱するか、又は これと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること及び工程中 は 10℃以下又は 48℃を越える温度で管理すること等を定めたこと。
- (3) 法第11条第1項の規定に基づき、脱脂濃縮乳の保存基準について、製

造実態に基づき、「濃縮後直ちに 10℃以下に冷却して保存すること」から「濃縮後(濃縮後殺菌した場合にあっては殺菌後) 直ちに 10℃以下に 冷却して保存すること」に改正したこと。

第2 施行・適用期日

公布日から適用されるものであること。経過措置として、第1の(2)については、公布日から6月以内に限り、なお従前の例によることができること。ただし、第1の(1)の規定により、たんぱく質量の調整のため、乳糖及び生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳又は無脂肪牛乳からろ過により得られたものを使用する場合は、第1の(2)の製造基準を満たすこと。

第3 運用上の注意

脱脂濃縮乳の製造に当たり、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(平成14年12月20日付け食発1220004号厚生労働省医薬局食品保健部長通知)中の第3の1に準じて指導すること。